

ID: 263

担当部署: 建設課

処分の概要	占用等の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町法定外公共物管理条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第156号		
<p>【根拠条文】 (占用等の許可の取消し等) 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者 (2) 占用等の許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められる者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 (2) 法定外公共物の管理上著しい支障があるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日